

お知らせ

[一部提出書類における押印省略について]

令和5年8月1日以降、契約に係る提出書類の一部において、代表社印等の押印の省略が可能となります。押印省略する際、以下のとおり追加の記載が必要になります。

また、押印省略によるデメリット（※1）もありますので、内容をご確認頂き、ご判断をお願い致します。

なお、**押印省略は義務ではなく、これまでどおりの押印処置でも問題ありません。**

提出書類の対象（※2）	押印を省略する場合の要領	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請書（※3） ・ 入札書 ・ 委任状 ・ 見積書 ・ 同等品確認申請書 	<p>（継続的な取引関係にある事業者様）</p> <p>提出書類は代表者名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載していただきます。</p> <p>なお、必要に応じて電話等により書面内容の確認を行う場合があります。</p> <p>（新規又は継続的な取引関係以外の事業者様）</p> <p>上記に加え、本人確認情報として身分証明書（運転免許証等）の提示及び写しを保管させて頂く場合があります。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書 	<p style="text-align: center;">[押印を省略しない場合]</p> <p>（例）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>社印</p> </div> <p>沖縄県那覇市××××</p> <p>〇〇〇株式会社</p> <p>代表取締役 □□ □□</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">代表者印</p> <p>※社印は省略可</p>	<p style="text-align: center;">[押印を省略する場合]</p> <p>（例）</p> <p>沖縄県那覇市××××</p> <p>〇〇〇株式会社</p> <p>代表取締役 □□ □□</p> <p>担当者 △△ △△</p> <p>電話番号： @@@-@@@@-@@@@</p>

※1 押印省略の場合は、捨印が使えないため、書類に誤記等があった場合は、**再提出が必要なもの**又は提出書類が**無効**となる場合があります。

※2 他の提出書類についても、押印省略に向けて随時見直しを検討しています。

※3 請書の押印を省略する際は、収入印紙の消印は**署名**でお願いします。

不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

航空自衛隊那覇基地 第9 航空団会計隊契約班

〒901-0144 沖縄県那覇市当間301

電話番号：098-857-1228（内線：6913） FAX番号：098-857-1221